

箱根町行政改革大綱推進計画の 取組状況の検証について

平成 27 年 1 月 26 日

平成 26 年度第 3 回箱根町行財政改革有識者会議

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況の検証の進め方

1 タイムスケジュール

時間（予定）	取組項目		主管課
14:10 ~ 14:30	1	町民と行政との協働による観光産業の推進	観光課
14:30 ~ 14:50	2	職員育成・確保	総務防災課
14:50 ~ 15:10	3	職員数の適正化	総務防災課
15:10 ~ 15:20	休 憩		
15:20 ~ 15:40	4	電子申請の検討	企画課
15:40 ~ 16:00	5	情報提供の推進	企画課
16:00 ~ 16:20	6	パブリックコメントの実施	企画課

2 主管課出席者

課等名	出席者			
観光課	観光課長	吉田 功	観光係長	伊藤 和生
総務防災課	総務防災課長	片倉 建	職員係長	関田 充生
企画課	企画課長	栢沼 眞次	広報情報係長	川口 早苗

3 進行の手順

次の手順により、1項目あたり原則 20 分で実施します。

(1) 主管課による事業概要の説明 …【5分】



- ・町の担当者が、「箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表」に沿って、事業の取組実績、課題、今後の進め方等を説明します。
- ・有識者会議委員は、必要に応じて「箱根町行政改革大綱推進計画の項目別メモ（評価作業用）」に評価、コメント等を記入します。

(2) 質疑応答 …【12分】



- ・有識者会議委員と町の担当者との間で質疑応答を行います。

(3) 田中座長による総括 …【3分】

- ・有識者会議委員が作成した「箱根町行政改革大綱推進計画の項目別メモ（評価作業用）」を回収し、田中座長が取組項目に対する議論を総括します。

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
観光課	1

基本方針	1	町民と行政との協働の推進	
取組項目	(1)	町民参加によるまちづくりの推進	
実施項目	町民と行政との協働による観光産業振興の推進	取組年度	22 ~ 23
現状 (これまでの経緯)	町は平成13、14年度に「HOT21観光プラン」を策定。神奈川県は平成21年度に神奈川県観光振興条例を制定。町としてもさらに観光振興の強化を図るために、行政のリーダーシップが求められることから本条例を制定することとした。		
取組の内容	平成22年度に箱根町観光振興条例を制定する。		

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	条例案の制定	平成21年度箱根町観光振興条例検討委員会を立ち上げ、6回にわたり会議を実施。委員は観光事業者9名、一般公募者2名の計11名。また、パブリックコメントも募集し条例案を取りまとめ、平成22年度3月議会において議決をえたもの。	○
23	条例施行 (平成23年4月1日)	条例を施行するとともに、新たな時代の町の観光推進の指針となる「HOT21観光プラン実施計画2011」を策定した。 ※観光振興条例については、資料1のとおり ※HOT21観光プラン実施計画2011については、資料2のとおり	○
24	—	—	
25	—	—	
26 (見込)	—	—	

※1 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

取組成果・効果額	<p>条例を制定したことにより、観光振興に取り組むにあたっての基本理念、町、観光事業者、観光関係団体及び町民の役割や責務を知らしめることができた。</p>
-----------------	---

	達成度 ※2	達成度の理由
計画期間における取組状況	A	条例を施行するとともに、新たな時代の町の観光推進の指針となる「HOT21観光プラン実施計画2011」を策定した。
	有効性 ※3	有効・有効でない理由
行政改革の観点からの有効性	A	「HOT21 観光プラン実施計画2011」策定にあたって、町内事業者や団体からなる「HOT21 観光プラン検討委員会」を設置し、当町における観光の基本方針及び重要施策について、意見を反映させたことから、有効であると考えます。
課題	HOT21観光プラン実施計画2011を策定したが、進捗を図ることができていない。条例及び計画内容の周知をさらに図る必要がある。	
課題解決に向けた改善策	計画の進捗を図るうえで行政のリーダーシップのもとに町民、観光事業者、観光関連団体に協力を求めていくことが必要と思われる。検討委員会を有意義な組織にするために、外部から専門的な知識を有した議事進行役に加わってもらう。	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	計画を着実に推進するために検討委員会組織の体制強化を図り、会議を定期的に開催する。
	今後の取組方針(展望)	2020年の東京オリンピック・パラリンピックを一つのポイントと捉え、外国人観光客対応に重点を置き、計画内容を精査して観光施策を展開していく。

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
総務防災課	2

基本方針	2	簡素で効率的な行政運営
取組項目	(3)	効率的な組織運営
実施項目	職員育成・確保	
	取組年度	22 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	職員の意識改革と能力向上を図るために、職員研修の充実と職場風土づくりを目指して「研修に関する基本方針」(※資料1のとおり)を策定(平成17.5.26)後、平成22.2には職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的・方策等を明確にして策定する人材育成に関する基本方針として「箱根町職員人材育成基本方針」(※資料2のとおり)を策定し(根拠:平成9.11.14付け事務次官通知「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」ほか)、これらに基づき人材育成に努めている。	
取組の内容	①人材育成基本方針に基づき職員の育成を行うとともに、有資格者等必要な人材を確保する。 ②観光案内等の観光に関する職員の現場研修なども行い、観光に対する職員の意識高揚を推進する。	

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	①職員研修の実施・人材の確保 ②観光研修の開催	①年度ごとに策定する職員研修計画に基づき、各種研修を行い、専門的知識や技能の習得をさせ、組織として必要な人材育成に努めた。 ②「観光案内体験」を平成23年度職員研修計画に新たな庁内研修のひとつとして位置付けた。	○
23	①職員研修の見直し・人材確保 ②観光研修の開催	①前年度と同様に実施した。 ②平成23年度職員研修計画に新たな庁内研修のひとつとして「観光案内体験」を位置付け、実施に向けた研究を進めた。	○
24	①職員研修の実施・人材の確保 ②観光研修の開催	①前年度と同様に実施した。 ②平成23年度職員研修計画に新たな庁内研修のひとつとして位置付けた「観光案内体験」を実施し、新規採用職員を大名行列に従事させることにより、観光に対する意識の高揚を図った。	○
25	①職員研修の実施・人材の確保 ②観光研修の開催	①前年度と同様に実施した。 ②前年度と同様に実施した。	○
26 (見込)	①職員研修の見直し・人材確保 ②観光研修の開催	①前年度と同様に実施した。 ②前年度と同様に実施した。 ※平成26年度職員研修計画書については、資料3のとおり	○

※1 取組実績の評価区分(◎:予定以上の進捗, ○:予定通りの進捗, △-1予定未満の進捗, △-2:実施しないことを決定, ×:実施せず)

取組成果・効果額	【研修実績】 ①(共同研修を含めた派遣研修)H22:76人 H23:127人 H24:141人 H25:113人 H26:82人(見込み110人) ②H24:9人 H25:12人 H26:9人
-----------------	---

計画期間における取組状況	達成度 ※2	達成度の理由
	B	①人材育成基本方針を踏まえた職員研修計画等に基づき、職員の育成に努めることができた。 ②新たな庁内研修のひとつとして、「観光案内体験」を職員研修計画に位置付けたうえで、新規採用職員を大名行列に従事させることにより、箱根町職員として観光に対する意識の高揚を図ることができた。
行政改革の観点からの有効性	有効性 ※3	有効・有効でない理由
	A	①行政運営においてはハンドル役となる「人」こそがその組織の命運を決めることとなる。組織の「源」である「人財＝職員」をいかに育成していくかは行政に求められる最重要課題の一つである。 ②人材育成基本方針に掲げる職員像の一つに「箱根に関心を持つとともに、愛着心を持つ職員」とある。観光のことは観光課職員のみが担当するものではなく、箱根町の職員として誰もが直接的、間接的に観光に携わっている意識を持たせる必要がある。
課題	①職務の級ごとに求められる能力習得にかかるより一層のきっかけづくりが必要。 ②現在のところ新規採用職員に限定して実施している。	
課題解決に向けた改善策	①職員研修計画の再編 市町村研修センター派遣職員(派遣期間H26～27)が得た研修ノウハウを最大限活用しながら、より具体的かつ効果的な計画を策定し、実行する。 ②新規採用職員以外にも意欲ある希望者を募り、または指名して観光案内を体験させる。	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	①人材育成基本方針に掲げる職員像を目指し、研修ごとの目的をより明確に示した上で、適切な時期に、適切な研修を(必要に応じて繰り返し)受講させる。また、意欲ある受講希望者は積極的に受講できるような職場環境としていく。 ②新規採用職員以外にも、意欲ある希望者を募り、または指名して観光案内を体験させる。また、大名行列以外の当該体験(観光展など)へもその範囲の拡充を検討する。
	今後の取組方針(展望)	
		①・②とも同上

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
総務防災課	3

基本方針	2	簡素で効率的な行政運営
取組項目	(3)	効率的な組織運営
実施項目	職員数の適正化	
	取組年度	22 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	定員管理適正化計画はこれまでに平成9年7月、平成12年6月及び平成18年3月の3回にわたり策定を行い、平成18年3月に策定した適正化計画の期間が平成21年度で終了。これに伴い組織の現状、時代背景や国・県の動向を注視・勘案した上で、平成22年度から平成26年度まで5年間の定員管理にかかる基本方針について策定した(採用原則:一般職は定年退職者数に対して半数程度採用、技能労務職は退職者不補充=採用無し、保育士・幼稚園教諭等の専門職は同数)。	
取組の内容	5年間(平成27年4月1日まで)で職員数406人(平成22年4月1日現在)を25人削減し、381人以内とする。	

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	職員数の削減(27年4月までに25名の削減)	「定員管理にかかる基本方針(H22~26年度)」に基づく職員採用を行い、対前年比で9名の職員を削減した(職員数:397人)。	○
23	職員数の削減(27年4月までに25名の削減)	「定員管理にかかる基本方針(H22~26年度)」に基づく職員採用や、「職員配置見直し計画」に基づく職員配置を行い、対前年比で8名の職員を削減した(職員数:389人)。	○
24	職員数の削減(27年4月までに25名の削減)	前年度同様の取組みを実施し、対前年比で3名の職員を削減した(職員数:386人)。	○
25	職員数の削減(27年4月までに25名の削減)	前年度同様の取組みを実施し、対前年比で3名の職員を削減した(職員数:383人)。	○
26 (見込)	職員数の削減(27年4月までに25名の削減)	前年度同様の取組みを実施し、対前年比で1名の職員を削減した(職員数:382人)。	△-1

※1 取組実績の評価区分(◎:予定以上の進捗, ○:予定通りの進捗, △-1:予定未達の進捗, △-2:実施しないことを決定, ×:実施せず)

取組成果・効果額	職員削減数(5年間):24人 ※職員数の詳細については、部門別職員数の推移(資料1)及び構成別職員数(資料2)のとおり 費用効果額(4年間):約3.5億円
-----------------	---

	達成度 ※2	達成度の理由
計画期間における取組状況	B	基本方針や財政健全化プランなどを総合的に判断したうえで、新たな行政需要等にも遺漏なく対応しつつ、臨時雇用などの活用を図りながら、組織として望ましい定員管理を行い、職員数の適正化に努めた。
	有効性 ※3	有効・有効でない理由
行政改革の観点からの有効性	A	最少の経費で最大の効果を挙げることは行政に課された至上命題である。限られた人員で、より効率的な行政運営が求められており、当町における行政需要、財政状況の実情のほか、地形などの諸要素をも十二分に勘案したうえでの職員数の適正な管理が求められる。
課題	<p>人員削減を推進した一方で、地方主権が唱えられ、権限移譲が進み時代変化のスピードが加速する中、事務量は増加の一途である。職員の負担は年々増え、職員間からはもとより議員間からも「減らし過ぎ」との意見が多数聞かれている(最大職員数H7.4.1時点487人→H26.4.1時点383人、△104人)。代替措置としてアルバイトも最大限活用しているものの、正規職員≠アルバイト職員なので人員削減分を100%カバーできているとは言い難い状況である。</p>	
課題解決に向けた改善策	<p>再任用の義務化(H25年度末退職者から適用)を踏まえ、再任用職員(フルタイムは定数内、短時間は定数外)の効果的かつ効率的な配置をする。また、併せてOB職員の再雇用職員(豊富な行政経験、知識やノウハウを最大限活用＝単なるアルバイトではなく、配属先全体の円滑な業務執行ができるよう職員をサポート)として雇用、事務補助員としてのアルバイト職員の活用を図る。 ※再任用制度の概要については、資料3のとおり</p>	
平成27年度以降の進め方	平成27年度の取組計画	
		平成27年4月1日時点の職員数を基準とし、再任用職員(フルタイムは定数内、短時間は定数外)の効果的かつ効率的な配置を探りつつ、退職者については少なくとも同数補充をする(全職種)。
	今後の取組方針(展望)	同上

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
企画課	4

基本方針	3	町民視点の行政サービス
取組項目	(1)	町民の利便性の向上
実施項目	電子申請の検討	取組年度 22 ~ 24
現状 (これまでの経緯)	平成17年度より導入された電子申請システムは、インターネット上で様々な申請・届出が可能となるサービスである。平成26年度は10項目の手続きが申請可能であるが、年間申請数は1～2程度という状況である。今後、平成27年5月から新システムへの移行を予定している。 ※電子申請の詳細及び利用状況については、資料1のとおり	
取組の内容	電子申請が可能な手続きについて検討する。	

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	対象可能な手続きの見直し	電子申請の新システム移行に伴い、利用可能な手続きの見直しを行った。	○
23	庁内全体会議での検討	平成22年度に引き続き、電子申請が可能な手続きについて検討を行った。	○
24	電子申請の導入(可能な場合)	電子申請が可能な手続きについて、関係課と協議を重ねたが、新たな電子申請業務の導入には至らなかった。	△-1
25	—	次期システムについて、WG等に参加して検討を行った。	
26 (見込)	—	来年度から次期システムに移行するにあたり、電子申請が可能な手続きについて検討を行った。また、回覧まちだより等により周知する予定である(平成27年3月予定)。	

※1 取組実績の評価区分(◎:予定以上の進捗, ○:予定通りの進捗, △-1予定未満の進捗, △-2:実施しないことを決定, ×:実施せず)

取組成果・効果額	毎年度、電子申請が可能な手続きについて検討を行ってきたが、新たに手続きを導入するまでには至らなかった。ただし、来年度から新システムに移行するにあたり、今まで煩雑だった手続きが簡略化されることで、新たな手続きの導入が期待される。
-----------------	---

	達成度 ※2	達成度の理由
計画期間における取組状況	C	電子申請が可能な手続きについて、関係課と申請業務の検討を行ったが、新たな電子申請業務の導入には至らなかった。
	有効性 ※3	有効・有効でない理由
行政改革の観点からの有効性	A	電子申請の普及は、事務の効率化につながることから有効と思われる。
課題	関係課と検討を行うなかで、電子申請について町職員の認知度が高くなかったことから、改めて周知を行う必要がある。	
課題解決に向けた改善策	他市長村がどのような手続きを取り扱っているか参照し、本町において導入可能なものがあれば、積極的に取り入れる。 また、次期システム移行に併せて、全庁及び町民に向けて周知を行う。	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	平成27年度から次期システム導入が予定されていることから、新たなシステムのもとで、電子申請手続きの検討を行っていく。
	今後の取組方針(展望)	

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
企画課	5

基本方針	3	町民視点の行政サービス
取組項目	(2)	正確かつ迅速な情報提供
実施項目	情報提供の推進	
	取組年度	22 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	平成22年4月の町ホームページのリニューアルに伴い、全庁的な情報提供手段の一つとして新たにメールマガジンを導入し、さまざまなコンテンツから町民が登録するだけで、定期的に情報を入手できるようになった。なお、統廃合を経て、現在7コンテンツを配信中である。	
取組の内容	メールマガジンの登録者数を平成22年度末と比較して、平成26年度までに2倍とする。	

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	メールマガジンのPR・提供マガジンの増加の検討	新たなコンテンツとなる「社会教育センターだより」の配信を開始した。また、平成22年度末の登録者数は、858人となった。	○
23	メールマガジンのPR・提供マガジンの増加の検討	平成23年度末の登録者数は、1,252人となった。	○
24	メールマガジンのPR・提供マガジンの増加の検討	平成24年度末の登録者数は、1,617人となった。	○
25	メールマガジンのPR・提供マガジンの増加の検討	新たなコンテンツとなる「さくら館だより」の配信を開始した。また、平成25年度末の登録者数は、2,032人となり、平成22年度比2倍を達成した。	◎
26 (見込)	メールマガジンのPR・提供マガジンの増加の検討	平成27年1月現在の登録者数は、2,366人となった。 ※メールマガジンの内容及び登録者数の内訳については、資料1のとおり	◎

※1 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

取組成果・効果額

年々登録者数は増加しており、特に、東日本大震災以降、防災関連の登録者が急激に伸びたことが大きな要因として挙げられる。また、新たなコンテンツの追加や、具体的な配信内容の見直し等を実施したことも成果につながったものと考えている。

計画期間における取組状況	達成度 ※2	達成度の理由
	A	目標数を既に達成しているため。
行政改革の観点からの有効性	有効性 ※3	有効・有効でない理由
	A	メールマガジンを通じてさまざまな分野の情報を迅速に提供できていると考えられるため。
課題	全庁的な情報発信手段として活用することが望ましいが、実際に配信している課は一部であることから、現在メールマガジンを活用していない課等でも、情報発信の一つの手段として活用することが望まれる。	
課題解決に向けた改善策	他市町村の取り組み状況等も参考にしながら、住民ニーズの把握に努めるとともに、本町の現状に即したコンテンツを設定できるよう、各課等と話し合いを重ねていく。	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	引き続き、メールマガジンのPR、提供マガジンの増加に努める。
	今後の取組方針(展望)	他市町村の取り組み状況等も参考にしながら、本町の住民にとってより有効な情報発信ができるよう検討していく。

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
企画課	6

基本方針	1	町民と行政との協働の推進
取組項目	(3)	重要施策に対する意見募集
実施項目	パブリックコメントの実施	
	取組年度	22 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	町内におけるパブリックコメント手続きについては、統一的なルールがなかったため、町民のまちづくりへの参加を促進するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、平成21年4月に箱根町パブリックコメント手続に関する要綱を制定した。 ※パブリックコメント制度の概要については、資料1のとおり	
取組の内容	箱根町自治基本条例の規定に基づき、パブリックコメントを実施し、施策に反映する。	

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	パブリックコメントの実施・施策等への反映	観光課1件、健康福祉課1件、上下水道温泉課1件の計3件の計画等において、パブリックコメントを実施した。	○
23	パブリックコメントの実施・施策等への反映	企画課2件、観光課1件、健康福祉課3件、環境課1件の計7件の計画等において、パブリックコメントを実施した。	○
24	パブリックコメントの実施・施策等への反映	健康福祉課4件、都市整備課2件、議会事務局1件の計7件の計画等において、パブリックコメントを実施した。	○
25	パブリックコメントの実施・施策等への反映	健康福祉課1件の計画において、パブリックコメントを実施した。	○
26 (見込)	パブリックコメントの実施・施策等への反映	企画課1件、総務防災課1件、健康福祉課3件、子育て支援課2件、都市整備課1件、生涯学習課1件、消防本部1件の計10件の計画等において、パブリックコメントを実施した。 ※取組実績の詳細については、資料2のとおり	○

※1 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

取組成果・効果額

箱根町自治基本条例の規定に基づき、重要な計画などの策定に当たり、事前に案を公表することで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることができた。また、各課等においても、積極的にパブリックコメントを実施する傾向にあり、計画策定過程におけるパブリックコメントの実施が定着してきている。

	達成度 ※2	達成度の理由
計画期間における取組状況	B	パブリックコメント制度を整備したことにより、庁内においてはパブリックコメント手続きを浸透、定着させることができた。
	有効性 ※3	有効・有効でない理由
行政改革の観点からの有効性	A	計画策定にあたり、町民から意見を求める機会を設けることは、行政改革の観点からも有効な手段である。
課題	<p>パブリックコメントの実施にあたっては、町広報紙及び町ホームページにより周知を図り、町役場、出張所窓口及び町ホームページにより計画案を公開しているものの、町民からの意見がほとんど出ないため、町民のまちづくりへの参加促進につながっているとは言い難い。</p> <p>【意見の提出実績】H22:4件、H23:5件、H24:1件、H25:0件、H26:0件</p>	
課題解決に向けた改善策	<p>パブリックコメントは誰でもいつでも意見を提出できるというメリットはあるが、多くの町民からの意見を効果的に把握するためには、審議会の設置や、町民との意見交換会など、複数の手法を組み合わせる必要がある。</p>	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	庁内におけるパブリックコメント手続きは定着してきていることから、町民に、制度や計画案の周知を図るため、わかりやすい資料の作成に努めるとともに、計画等に応じ、十分な周知期間を設けるようにする。
	今後の取組方針(展望)	パブリックコメントをはじめ、多様な手段により町民からの意見を把握するために、まちづくり懇談会等の対話型の意見聴取方法を積極的に実施していくなど、広聴機能の充実を図っていく。

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等